

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第55期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	日成ビルド工業株式会社
【英訳名】	NISSEI BUILD KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森岡 篤弘
【本店の所在の場所】	石川県金沢市金石北三丁目16番10号
【電話番号】	(076)268-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長 酒井 隆男
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市金石北三丁目16番10号
【電話番号】	(076)268-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員管理本部長 酒井 隆男
【縦覧に供する場所】	日成ビルド工業株式会社東京支社 (東京都港区芝三丁目2番18号) 日成ビルド工業株式会社大阪支店 (大阪市西区京町堀二丁目14番28号) 日成ビルド工業株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目10番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第3四半期連結 累計期間	第55期 第3四半期連結 累計期間	第54期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	30,475	30,219	41,854
経常利益 (百万円)	1,627	1,976	2,490
四半期(当期)純利益 (百万円)	895	1,235	1,753
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	927	1,579	1,701
純資産額 (百万円)	13,494	14,983	14,151
総資産額 (百万円)	35,943	40,955	37,954
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13.53	19.07	26.50
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13.48	18.97	26.39
自己資本比率 (%)	37.44	36.42	37.19

回次	第54期 第3四半期連結 会計期間	第55期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.84	8.16

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には消費税等は含まれていない。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、企業収益の改善など緩やかながらも回復基調で推移したものの、個人消費に弱さが見受けられるなど回復に力強さを欠いた。一方、建設業界においては、公共工事・民間工事はともに底堅く推移したものの、建設資材価格や労務費の上昇懸念など引き続き予断を許さない経営環境が続いた。

このような状況のなか当社グループは、「土地開発」「建設」「運用」「ファシリティ・マネジメント」「メンテナンス」「リニューアル」の一連の事業主体をグループ内に組み込み、グループ内の各社が情報を共有し各々の事業の収益化に繋げてきた。また、「運用」から「リニューアル」までの収益安定型であるストック型ビジネスの比重を高めるための取り組みのほか、中国や東南アジア諸国の市場開拓など海外事業基盤の強化を推し進めてきた。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は30,219百万円（前年同期比99.2%、255百万円減）、営業利益は1,919百万円（前年同期比122.1%、347百万円増）、経常利益は1,976百万円（前年同期比121.5%、349百万円増）及び四半期純利益は1,235百万円（前年同期比137.9%、339百万円増）となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

（システム建築事業）

システム建築事業については、販売事業ではコンビニ等の店舗向け商品や復興関連施設等の増加により、売上高は10,617百万円（前年同期比125.2%、2,137百万円増）となった。また、レンタル事業では学校施設の耐震化等に伴う仮設校舎の増加等により、売上高は4,862百万円（前年同期比109.8%、434百万円増）となった。これらの結果、同事業全体の売上高は15,480百万円（前年同期比119.9%、2,572百万円増）となった。

（総合建設事業）

総合建設事業については、鉄道・土木工事は堅調に推移したものの、建築工事において利益を重視し選別受注を行ったこと等もあり、売上高は8,512百万円（前年同期比75.3%、2,792百万円減）となった。

（立体駐車場事業）

立体駐車場事業については、販売事業では、期末に向けて、工事完成や工事進捗率の高まりにより、売上高は4,054百万円（前年同期比96.6%、141百万円減）となった。また、メンテナンス事業では点検・保守は堅調に推移したものの、リニューアル工事が低調に推移したことにより、売上高は1,207百万円（前年同期比91.1%、118百万円減）となった。一方、駐車場運営・管理事業では、当第3四半期連結累計期間において駐車場50件892車室、駐輪場7件1,300台純増し、12月末において駐車場295件2,628車室、駐輪場25件3,405台となり、売上高は941百万円（前年同期比127.1%、200百万円増）となった。これらの結果、同事業全体の売上高は6,203百万円（前年同期比99.1%、58百万円減）となった。

（開発事業）

前連結会計年度末より新たにセグメントを設けた開発事業については、開発案件獲得に向けて積極的に営業活動を展開し、着実に開発案件を取り込んだ。この結果、流通店舗の新規出店にかかるコンサルティング業務収入に加え、不動産賃貸収入が計上され、売上高は23百万円となった。

(2) 財政状態

当第3四半期連結累計期間における資産合計は、主に販売用不動産、仕掛販売用不動産及び投資有価証券の増加により、前連結会計年度末と比べ、3,001百万円増加し、40,955百万円となった。

負債合計は、主に短期借入金の増加により、前連結会計年度末と比べ、2,168百万円増加し、25,971百万円となった。

純資産合計は、剰余金の配当や自己株式の取得による減少があったものの、利益剰余金の増加により、前連結会計年度末と比べ、832百万円増加し、14,983百万円となった。

これらの結果、自己資本比率は36.4%（前連結会計年度末は37.2%）となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は11百万円である。

なお、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く経営環境は、政策効果等に支えられ景気は回復基調で推移すると思われるものの、建設業界においては建設資材価格や労務単価の高止まりなど予断を許さない状況下にある。

当社グループは、現在の経営環境及び当社の現状等の十分な認識のもと、平成25年度（平成26年3月期）を初年度とする3ヵ年の中期経営計画（平成25年度～平成27年度）を策定し、成長戦略の実現に向けて、パートナー企業との連携を深めるとともに、「SPACE is VALUE（価値ある空間の創造）」をモットーにグループ力を活かして積極的に事業展開している。また、国内市場のみならず、海外市場にも視野を広げ、新・日成ビルドグループとして更なる企業価値の向上を図っていく。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、事業活動に必要な流動性を保ちつつ、健全なバランスシートを維持することを基本とし、キャッシュ・フローを重視した経営を推進している。また、当社の運転資金及び設備投資資金の調達は、自己資金及び借入金等により賄っており、余剰資金については借入金の返済に充当するなど資金の効率化を図っている。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	71,113,168	71,113,168	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	71,113,168	71,113,168	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりである。

	第1回新株予約権 (第三者割当)	第2回新株予約権 (第三者割当)	第3回新株予約権 (第三者割当)
決議年月日	平成26年11月10日	平成26年11月10日	平成26年11月10日
新株予約権の数(個)	3,000,000	3,000,000	4,000,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000,000(注1)	3,000,000(注1)	4,000,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注2)	350(注2)	500(注2)
新株予約権の行使期間	自平成26年11月26日 至平成29年11月26日	自平成26年11月26日 至平成29年11月26日	自平成26年11月26日 至平成29年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150	発行価格 350 資本組入額 175	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。	本新株予約権の一部行使はできない。	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

新株予約権の割当日以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
3. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額は当初、第1回ないし第3回新株予約権につき、それぞれ第1回300円、第2回350円、第3回500円とする。
4. 当社は平成27年5月26日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、280円とする。下限行使価額は、下記5の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合

前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

下記6(8)に記載の行使許可期間が経過していない場合

5. (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりである。

- (1) 第1回ないし第3回新株予約権の目的となる株式の総数はそれぞれ第1回3,000,000株、第2回3,000,000株、第3回4,000,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。(ただし、上記1に記載のとおり、調整されることがある。)なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準
上記4に記載のとおりである。
- (3) 行使価額の修正頻度
行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度(最大で6ヶ月に1回未満)修正される。
- (4) 行使価額の下限
上記4に記載のとおりである。
- (5) 割当株式数の上限
第1回ないし第3回新株予約権につき、それぞれ第1回3,000,000株、第2回3,000,000株、第3回4,000,000株とする。
- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限
第1回ないし第3回新株予約権につき、それぞれ第1回840,000,000円、第2回840,000,000円、第3回1,120,000,000円とする。(上記4に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。ただし、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、割当日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の1ヶ月前に通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている。
- (8) 権利の行使に関する事項について所有者との間で締結する予定の取決めの内容
当社は所有者との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、以下の内容を含む本買取契約を締結する。所有者は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下、本項において「行使許可申請書」という。)を提出し、これに対し当社が書面(以下、本項において「行使許可書」という。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から20営業日の期間(以下、本項において「行使許可期間」という。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は第1回ないし第3回新株予約権につき、それぞれ第1回3,000,000個、第2回3,000,000個、第3回4,000,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、所有者は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出するまで新たな行使許可申請書を提出することができない。
なお、行使許可期間中は、本新株予約権の行使価額を修正することが制限され、また、本新株予約権の買入消却を行うことが制限される。
- (9) 当社の株券の売買について所有者との間で締結する予定の取決めの内容
該当なし。
- (10) 当社の株券の貸借に関する事項について所有者と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当なし。
- (11) その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	71,113	-	7,002,078	-	997,921

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,725,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,005,000	64,005	-
単元未満株式	普通株式 383,168	-	-
発行済株式総数	71,113,168	-	-
総株主の議決権	-	64,005	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株(議決権の数6個)含まれている。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日成ビルド工業株式会社	金沢市金石北三丁目16番10号	6,725,000	-	6,725,000	9.46
計	-	6,725,000	-	6,725,000	9.46

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数1個)ある。

なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれている。

2 【役員の状況】

該当事項はない。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	4,879,834	4,937,509
受取手形・完成工事未収入金	8,974,047	9,067,970
リース未収入金	2,763,201	2,919,237
販売用不動産	103,726	497,997
仕掛販売用不動産	4,993,340	5,534,079
未成工事支出金	214,028	523,431
リース支出金	1,557,833	1,797,099
商品及び製品	300,310	237,585
仕掛品	44,326	74,117
原材料及び貯蔵品	520,183	452,643
その他	804,702	1,228,968
貸倒引当金	90,951	59,924
流動資産合計	25,064,584	27,210,714
固定資産		
有形固定資産		
リース用建物(純額)	2,382,029	2,543,022
建物・構築物(純額)	1,990,786	1,948,753
機械、運搬具及び工具器具備品(純額)	346,463	318,442
土地	4,486,353	4,292,754
建設仮勘定	-	227,913
有形固定資産合計	9,205,632	9,330,885
無形固定資産		
その他	254,712	280,605
無形固定資産合計	254,712	280,605
投資その他の資産		
投資有価証券	2,323,490	3,000,797
破産更生債権等	266,857	266,521
その他	1,110,396	1,137,238
貸倒引当金	271,569	271,229
投資その他の資産合計	3,429,175	4,133,327
固定資産合計	12,889,520	13,744,818
資産合計	37,954,105	40,955,533

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	10,354,464	10,496,083
短期借入金	3,760,000	5,000,000
1年内返済予定の長期借入金	494,524	494,524
1年内償還予定の社債	140,000	120,000
未払法人税等	119,731	775,696
未成工事受入金	559,900	789,960
リース前受収益	2,174,216	2,231,600
工事損失引当金	20,923	5,480
完成工事補償引当金	905,899	822,248
役員賞与引当金	34,350	-
賞与引当金	381,242	185,192
その他	869,775	1,463,902
流動負債合計	19,815,028	22,384,688
固定負債		
社債	850,000	750,000
長期借入金	1,448,211	1,097,234
退職給付に係る負債	1,305,903	1,103,586
資産除去債務	57,019	55,539
その他	326,866	580,513
固定負債合計	3,988,000	3,586,874
負債合計	23,803,029	25,971,562
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,002,078	7,002,078
資本剰余金	1,913,512	1,913,583
利益剰余金	5,701,817	6,661,173
自己株式	625,031	1,126,675
株主資本合計	13,992,377	14,450,159
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	237,246	557,467
退職給付に係る調整累計額	116,372	91,653
その他の包括利益累計額合計	120,873	465,814
新株予約権	37,825	67,997
純資産合計	14,151,075	14,983,971
負債純資産合計	37,954,105	40,955,533

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高		
完成工事高	26,046,813	25,356,867
リース収益	4,428,196	4,862,852
売上高合計	30,475,009	30,219,720
売上原価		
完成工事原価	22,598,550	21,730,418
リース原価	3,360,090	3,565,769
売上原価合計	25,958,640	25,296,188
売上総利益		
完成工事総利益	3,448,262	3,626,448
リース総利益	1,068,105	1,297,082
売上総利益合計	4,516,368	4,923,531
販売費及び一般管理費	2,944,552	3,004,392
営業利益	1,571,815	1,919,139
営業外収益		
受取利息	2,730	1,755
受取配当金	15,314	16,653
不動産賃貸収入	106,817	35,446
仕入割引	32,807	33,884
その他	68,788	50,135
営業外収益合計	226,457	137,876
営業外費用		
支払利息	62,550	49,774
社債発行費	14,029	-
不動産賃貸原価	56,668	19,001
その他	37,968	11,710
営業外費用合計	171,216	80,485
経常利益	1,627,056	1,976,530
特別利益		
固定資産売却益	657	69,804
特別利益合計	657	69,804
特別損失		
固定資産売却損	-	19,973
固定資産除却損	9,668	2,500
投資有価証券売却損	-	16,837
その他	-	1,836
特別損失合計	9,668	41,147
税金等調整前四半期純利益	1,618,045	2,005,187
法人税等	722,436	770,135
少数株主損益調整前四半期純利益	895,609	1,235,051
四半期純利益	895,609	1,235,051

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	895,609	1,235,051
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	32,243	320,221
退職給付に係る調整額	-	24,718
その他の包括利益合計	32,243	344,940
四半期包括利益	927,853	1,579,992
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	927,853	1,579,992
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社NBネットワークス及び重要性が増した株式会社NBインベストメントを連結の範囲に含めている。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が187,463千円減少し、利益剰余金が同額増加している。

また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に対する影響は軽微である。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用の計算については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 千円	76,403千円
支払手形	- 千円	36,527千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	363,614千円	432,821千円
のれんの償却額	15,818千円	8,977千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	330,847	利益剰余金	5	平成25年3月31日	平成25年6月26日

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	463,201	利益剰余金	7	平成26年3月31日	平成26年6月27日

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成26年5月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式499,973千円(1,780千株)を取得している。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整 (注)1	四半期 連結損益計算書 計上額 (注)2
	システム建築	総合建設	立体駐車場	開発	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	12,908,361	11,304,600	6,262,048	-	30,475,009	-	30,475,009
セグメント間の内部 売上高又は振替高	66,205	-	-	-	66,205	66,205	-
計	12,974,566	11,304,600	6,262,048	-	30,541,215	66,205	30,475,009
セグメント利益又は損 失()	1,823,682	219,010	571,125	-	2,613,817	1,042,002	1,571,815

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 1,042,002千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント					調整 (注)1	四半期 連結損益計算書 計上額 (注)2
	システム建築	総合建設	立体駐車場	開発	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	15,480,780	8,512,231	6,203,314	23,394	30,219,720	-	30,219,720
セグメント間の内部 売上高又は振替高	46,415	70,980	12,800	-	130,195	130,195	-
計	15,527,195	8,583,211	6,216,114	23,394	30,349,915	130,195	30,219,720
セグメント利益又は損 失()	2,363,828	343,459	399,031	23,588	3,082,731	1,163,592	1,919,139

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 1,163,592千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	13.53円	19.07円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	895,609	1,235,051
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	895,609	1,235,051
普通株式の期中平均株式数(千株)	66,173	64,753
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	13.48円	18.97円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	-	-
普通株式増加数(千株)	243	342
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権89個(平成25年4月8日決議)	第1回新株予約権(第三者割当)3,000,000個、第2回新株予約権(第三者割当)3,000,000個、第3回新株予約権(第三者割当)4,000,000個(それぞれ平成26年11月10日決議)

2【その他】

該当事項はない。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

日成ビルド工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長崎 康行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 義浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠崎 和博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日成ビルド工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日成ビルド工業株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていない。